

WIPOにおけるフォークロアの動向について

1. フォークロアの定義と検討の経緯

(1) フォークロアの定義

フォークロアとは、「民間伝承」や「民俗文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions; TCEs) を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。これまでも、様々なモデル規定や枠組み等によって定義がなされてきた。

なお、「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」の議論では、幾つかの参加国から「フォークロア」という言葉に異議がなされ、TCEs という単語を用いている。

(2) フォークロアの保護に関する検討の経緯

フォークロアの保護に関する国際的な検討の経緯としては、1967年、ベルヌ条約改訂を行う外交会議において、フォークロアの保護の可能性について議論がなされ、ベルヌ条約第15条第4項(a)が規定された。また、WPPT第2条(a)で民間伝承の表現を上演する実演家の保護も規定された。

さらに、WIPOにおいて検討が進められ、2000年の一般総会では、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアを検討するための政府間委員会としてIGCの設置が決定。2009年9月のWIPO一般総会でIGCのマンデートを2010-2011年の2年間延長し、「遺伝資源 (GR)、伝統的知識 (TK) 及び伝統的文化表現 (TCEs) の効果的な保護を確保する国際的な法的文書のテキスト (text of an international legal instrument (or instruments) which will ensure the effective protection of GRs, TK and TCEs) について合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行う」こと及び会期間作業部会を開催することとなる等、現在も議論が進展している。

IGCにおける具体的な検討の経緯は以下の通りである。

2005年6月に開催された第8回会合において、それまでの議論を抽出した文書「フォークロアの保護の目的と原則 (改訂版) (Revised Objectives and Principle)」がWIPO事務局により作成され、それをもとに議論がなされた。この作業文書は、フォークロア保護に関する「目的 (Objectives)」「一般原則 (General Guiding Principles)」「実体条項 (Substantive Provisions)」の3部から構成されているが、このうち、第3部の「実体条項」が、法的拘束力を持つ可能性があるフォークロアの保護の枠組みを具体的に条文形式で規定するものであったことから、先進国と途上国との間で対立し結論を得ることができなかった。

昨年(2009年)9月の一般総会において、IGCのマンデートを2010-2011年の2年間に延長し、新マンデートの下で、2009年12月に第15回会合が行われた。ここでは、先進国は、実体条項の議論に入る前に法的文書の政策目的や原則について議論を行うべきとしたのに対し、議長は法的文書の起草作業ではなく、各国から政策目的・原則と関連付けた発言も可能との前提で、フォークロア及びTKの実体条項についての議論を開始した。2010年5月に開催された第16回会合でも、第15回に引き続き実体条項に基づいて議論がなされるとともに、各加盟国等の技術専門家が具体的な

議論を行う会期間会合 (IWG)※の開催が決定した。

これらを踏まえ、2010年7月に第1回IWGが開催され、フォークロアについてテキストベースの議論が進められた。具体的に条文を整理するべく、内容的に関連する条項のまとめりごとに6つの非公式のオープンエンドのドラフティンググループが結成され、これらグループから提出された修正条項案がIWG出席者に共有されるとともに、IWGでの参加者のコメント等とともに第17回IGCに報告されることとなった。

※IWGは、あくまで決定機関ではなく、IGCの審議を促進するためのオプションや提言を提示するとの位置づけである。

2. WIPO・IGCにおける検討状況

2010年12月6日～10日(於:ジュネーブ)に開催し、TGEに関しては、2010年7月に開催されたインターセッションナルワーキンググループ(IWG)の成果物である草案を今後の議論の基盤とすることが合意された。1条ずつ各国がコメントを付与し、議論が一巡したところで、ドラフティンググループが設置され、同グループで整理された案が、全体会合で報告され、今後の議論のベースとなることになった。また、議長から、次回のIGCまでに、非公式にメール等でコンサルテーションができるようであれば、新たな文書を議長テキストとして用意することもあり得るという提案があり、了承された。次回第18回IGC会合は、2011年5月9日～13日の予定。

「フォークロアの保護に関する目的と原則」※現在議論中の草案概要

※2010年12月現在時点。今後議論の中で変更・修正が入る。

I. 目的(Objectives)

フォークロアの価値の認識、コミュニティのニーズの実現など、議論の目的を抽象的に掲げている。

II. 一般指導原則(General Guiding Principles)

バランスと均整、柔軟性と包括性など、政策目的を実現するに当たり、よって立つべき一般的指針を規定。

III. 実体規定(Substantive Principles)

- 1条 保護の対象…ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝承の文化的表現であり、民族特有の絵画、彫刻等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含むとされている。
- 2条 受益者…先住民や伝統的及び文化的共同社会等
- 3条 不正目的使用及び誤使用
- 4条 諸権利の管理…使用の際の手続きを定めている。
- 5条 例外及び制限
- 6条 保護の期間…定義に該当する限り存続するとされている。
- 7条 形式…一般的に無方式。
- 8条 制裁、救済及び権利の行使
- 9条 過渡的措置…保護が遡及するか否か。パブリックドメインとの関係。
- 10条 知的財産の保護と他の形式による保護、保全及び促進との関係
…他の知財法のほか、無形文化遺産の保全及び保護に関する法律・措置等との関係。
- 11条 内国民待遇

3. 我が国の基本的方向性

IGC ではフォークロアの保護に関して、その政策的 content 面と、検討の成果物の法的効果の両方について議論が行われている。これについて我が国は、平成 18 年 1 月の「文化審議会著作権分科会報告書」において、「フォークロアの保護への対応の方向性」について、以下の通り整理している。

今後も、引き続き、平成 18 年 1 月の「文化審議会著作権分科会報告書」の方針を踏まえて対応するべきと考える。あわせて、我が国が国際的なコンセンサスの形成を遅滞させることがないよう、国際的な議論の動向に留意することも必要である。

【平成 18 年 1 月 著作権分科会報告書 (p. 243) より抜粋】

3. フォークロアの保護への対応の方向性

フォークロアの保護の根拠としては、①伝承の文化的表現が商業化された際に、伝承者に正当な対価を与える必要性、②伝承の文化的表現に対する尊厳を保障する必要性、③ある特定のコミュニティの中で受け継がれてきた精神性のある文化的表現が失われずに次代に継承されることを保護する必要性等が述べられている。

①に関しては、既に公有（パブリックドメイン）に帰したものを著作権類似の制度を創設して一律に保護すること、あるいは無期限の独占権を与えることは、創作活動を促進しようとする著作権制度の目的に照らして、適当ではないと考える。

②については、社会全体がお互いに文化を尊重しあうというモラルの問題として捉えるべきであって、創作者を特定できないのに人格権的な保護を与えることは、著作権制度等の考え方と本来なじまないと考える。

ただし、これらに関しては著作権制度と別の形での特別な（*sui generis*）権利による保護について各国の実態や WIPO での今後の議論に留意していく必要がある。

③に関しては、著作権制度とは別に、国の文化財保護政策の一環として何らかの支援を行うことを検討することが考えられる。

フォークロアの保護の取組みについては、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の枠組み、不正競争防止法等による対応などによって、実施していくことが適切であると考えられる。IGC で提言された方策を踏まえて、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することが望ましい。

このように、フォークロアの保護は、一つの枠組みで達成されるもの（single one-size-fits-all）ではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましい。したがって、当面は、ガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきである。